

市長に対する問責決議を可決

地方自治法や市条例の定めにも抵触

市議会は、去る5月10日開会の5月臨時市議会において、「片岡聡一総社市長に対する問責決議について」を、議員全員一致で可決しました。高梁川に架ける新架橋の工事請負契約について、議会の議決を得ずに議決内容を変更したことへの責任を問うものです。

契約額増額の判明後も議決を得ずに工事を続行

市議会では、昨年9月の定例会で、高梁川新架橋工事の一部である「清音神在本線改良（下部工）その2工事」について、市が工事請負業者と契約額2億8465万5千円で契約することを可決していました。市では、この議会の議決を得て、昨年10月から工

事に着手。ところが、その工事中、現場の地層が設計の見込んでいたものと違って、たとの理由などから契約額が変更増になることを認識していたにもかかわらず、工事の中断や議会への変更議案の提案をしないまま工事を続け、結果的に、該当の部分の工事が終了してしまった今年5月になって初めて、工事費を約2700万円増額する契約変更議案を提出しました。

市議会では、工事は既に終わっていることなどから、この変更契約を、事実上、認めざるを得ませんでした。

一定額以上の契約締結と変更には議会の議決が必要

地方自治法では、「その種



工事中の新架橋（本年3月末ごろ）

類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること」を議会は議決しなければならぬと定めています。これを受けて総社市の条例では、「予定価格が1億5千万円以上の工事請負契約を締結する場合」としてあります。この議決内容を変更する場合も同様に、議会の議決が必要です。

市議会では、市当局の今回の対応について「議決事項の変更の追認を迫る状況に至らしめたことは、議決機関としての議会の存在を問われかね

ない重大な問題。二元代表制の一翼を担う議会を軽視したもので誠に遺憾」としています。

法令遵守と信頼回復 再発防止対策の強化を要請

このたびの工事にも、市民の皆さんの多額の税金が使われています。市民の代表者の集まりである議会が議決した契約の内容を、了解もなく変更するようなことが二度とあってはなりません。

このため、問責決議では、今後このような事態が繰り返されることのないように、市長をはじめとする職員が一層高い意識を持って再発防止の強化を図り、組織をあげて法令遵守の確立に努め、信頼回復に向けて取り組むように強く求めています。

問責決議には法的な効果はありませんが、市長の政治的な責任があります。（15ページに関連記事）

ご意見は議会運営の参考にします

11月に第2回報告会を開催

去る3月末に開催した議会報告会。各会場へ出席いただいた市民の皆さんから、数多くのご意見などをいただき、ありがとうございます。定例会版を参照）

ここでは、出席者の意見のうち主なものと、それらに対する議会の考え方を紹介します。

◎ 議会報告会の開催に関する意見	
意見1	議会の傍聴に行ったが、専門的な言葉で分からなかった。議会報告会は分かりやすい。しばしば開いてほしい。
意見2	議員が全員出席ではなく、委員長のみでもよいのではないか。
意見3	議会報告会は大変よいことだ。県下でも議会基本条例を制定する市が増えているが、議長が説明したように、議会の活性化にまず取り組み、その後、議会基本条例を制定するのむひとつの方法だと思う。
意見4	出席する市民が非常に少ない。せっかくの集まりである。もっとPRすべきだ。
議会報告会の開催は、本紙、広報そうじゃ、議員による広報車宣伝活動、倉敷ケーブルテレビ回覧板チャンネル、市議会ホームページでお知らせしました。	
◎ 議員活動・議員定数に関する意見	
意見5	議員が何をしているのかよく分からない。市長の提案に対し、委員会付託された案件は委員会が審議し、委員長が報告して採決するのは説明で分かったが、平素の活動はなかなか分からない。議員提案の議案も少ない。地域の実情を取り上げ、議員提案をしっかりと行い、市政発展のために頑張してほしい。
意見6	市の財政が厳しい折、経費節減の意味から、何人でもよいが議員を削減すべきである。
意見7	人口による議員の数を調べたところ、総社市は県内の同規模の市と比べ少ないほうである。議員削減すると、それだけ市民の声が届かなくなる。議員削減した市は委員会や委員の数も減り、十分な議論ができないまま採決していると聞く。選挙で投票した以上、議員がどのように議論しているか市民は積極的に傍聴し、検証すべきだ。
議会や委員会の活動状況については、議会だより、議会のホームページ等で分かりやすくお届けするよう努力します。 議員定数については、何を根拠に何人が適正か検討する必要があります。	
◎ その他の意見	
意見8	本会議場のカメラは3台との説明だが、映るところが決まっている。もっと動かす工夫もしてほしい。
ケーブルテレビ（及びインターネット中継）のカメラは、（株）倉敷ケーブルテレビ（KCT）が操作しています。ご意見をKCTに伝えます。	
意見9	当局の案を審査する委員会は傍聴できないと聞いている。 委員会の審査や調査は、その内容が秘密とすべき場合を除き原則公開です。委員長の許可により、傍聴することができます。
意見10	一問一答制は高く評価するが、質問者が隣の質問者席に移るのは無駄である。
意見11	市長が担当部長に答弁させる場合、答弁する部長が「命によりまして」と答えているが、違和感がある。改めてほしい。
一問一答方式は、平成22年12月に今の方法により導入したところであり、当面、この方法で行うことにしています。	
意見12	市議会を傍聴するため議場に何度か行ったが、傍聴人が非常に少ない。傍聴者を増やすためにはどうすればよいか考え、しっかりPRすべきである。
議会を傍聴するための手続を簡素化しています。当日議場前にて、許可証を携帯するだけで傍聴できます。また、今後とも積極的に傍聴を呼びかけます。現在、一般質問を行う議員の人数を予め決めてあります。これにより、関心がある一般質問がある日を知り、傍聴することが可能です。	

注）紙面の都合により、主なご意見のみ掲載しています。

議会運営委員会でご意見等を再検討

議会に対するご意見等については、議会運営委員会において2回にわたり協議。ご意見についての議会運営委員会での考え方を、左表のとおり

りとまとめました。また、市政に対するご意見は、議長が市長に文書で通知しています。次回報告会は4会場で開催決定次第お知らせ

市議会全体で取り組む第2回の議会報告会を、今年11

月に開催の予定です。

議員全員が市内の4会場へ2班に分かれて伺います。場所や詳しい内容は決まり次第、本紙などでお知らせします。ぜひご出席ください。